

## 土浦市「広報つちうら」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、市が発行する「広報つちうら」（以下「市広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 市広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）の規格、掲載位置及び使用色は、次の表のとおりとする。

規 格	掲載位置	使用色
0.5枠（縦4.55cm×横8.58cm）	ページ最下段	黒色1色
1枠（縦4.55cm×横17.67cm）	ページ最下段	黒色1色

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、市広報紙の中旬号の発行1号単位とする。ただし、年度を越えて掲載することはできない。

(広告の掲載の募集)

第4条 広告の掲載の募集方法は、市広報紙及びホームページ等で公募するものとする。

2 公募の際の仕様書については、市長が別に定めるものとする。

(広告の掲載の決定)

第5条 広告の掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市「広報つちうら」広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、広告に掲載する原稿（以下「広告掲載原稿」という。）、その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、要綱及び基準要項等に基づき広告の掲載の可否を決定し、土浦市「広報つちうら」広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により広告の掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、承諾書（様式第3号）に必要な事項を記入し、速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。ただし、同順位に複数の申込みがあるときは、抽選とする。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある法人で、市内に事業所等を有するもの

- (3) 前号に掲げるもの以外の法人又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
- (4) 前2号に掲げるもの以外の法人又は自営業者等
- 5 第1項に規定する広告掲載原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載原稿の作成及び提出)

第6条 広告主は、前条第1項の広告掲載原稿を市長が別に指定する記録媒体に記録し、当該広告を掲載する市広報紙の発行日の30日前までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する広告掲載原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、次の表のとおりとする。

規 格	広告掲載料（1か所当たり）
0.5枠（縦4.55cm×横8.58cm）	15,000円／号（消費税及び地方消費税を含む。）
1枠（縦4.55cm×横17.67cm）	30,000円／号（消費税及び地方消費税を含む。）

- 2 広告主は、市長が指定する日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第8条 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 市長が正当な事由があると認めたとき。

- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の掲載内容の変更及び取止め)

第9条 広告主は、広告の掲載内容を変更し、又は広告の掲載を取り止めようとするときは、土浦市「広報つちうら」広告掲載（内容変更・取止め）届出書（様式第4号）に必要事項を記入し、速やかに市長に届け出なければならない。

(広告の掲載の取消し)

第10条 市長は、要綱第3条及び基準要項に定めるもののほか、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、広告の掲載の決定を受けたとき。
- (2) 市長が指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (3) 市長が指定する日までに広告掲載原稿の提出がなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、土浦市「広報つちうら」広告掲載取消決定通知書（様式第5号）により、広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の掲載内容に関し一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年11月21日から施行する。

土浦市「広報つちうら」広告掲載申込書

（申込先）土浦市長

住所又は所在地

法人名又は団体名

氏 名

電 話

F A X

電子メールアドレス

（団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市「広報つちうら」広告掲載取扱要領第5条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

広告の内容			
掲載希望規格 （□にレ印）	<input type="checkbox"/> ①0.5枠（縦4.55 cm×横8.58 cm）・・・（15,000 円／号） <input type="checkbox"/> ②1 枠（縦4.55 cm×横17.67 cm）・・・（30,000 円／号）		
掲載希望月 （□にレ印）	<input type="checkbox"/> 1 回掲載	掲載月（ 月中旬号）	
	<input type="checkbox"/> 複数回掲載	<input type="checkbox"/> 4 月中旬号 <input type="checkbox"/> 5 月中旬号 <input type="checkbox"/> 6 月中旬号 <input type="checkbox"/> 7 月中旬号 <input type="checkbox"/> 8 月中旬号 <input type="checkbox"/> 9 月中旬号	<input type="checkbox"/> 10 月中旬号 <input type="checkbox"/> 11 月中旬号 <input type="checkbox"/> 12 月中旬号 <input type="checkbox"/> 1 月中旬号 <input type="checkbox"/> 2 月中旬号 <input type="checkbox"/> 3 月中旬号
添付書類			

※申込書の提出により、掲載が決定されるものではありません。掲載の可否（掲載月）については、別途通知いたします。

年 月 日

様

土浦市長

土浦市「広報つちうら」広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった「広報つちうら」への広告掲載につきましては、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 広告掲載 掲載します。  
掲載しません。  
(理由)
- 2 掲載規格 1 枠 ・ 0.5 枠
- 3 掲載月 年 月中旬号
- 4 広告掲載料 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 納付期限(方法) 同封の納付書により、 月 日までに、指定の場所で納入してください。
- 6 その他
  - ・掲載するページの指定はできません。
  - ・広告掲載原稿（版下）は、掲載号の発行日の30日前までに必ず提出してください。
  - ・広告掲載の決定を受けた者は、土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載詳細基準要項及び土浦市「広報つちうら」広告掲載取扱要領の規定を遵守してください。

承諾書

（届出先）土浦市長

住所又は所在地

氏名又は団体名

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市「広報つちうら」広告掲載に当たり、次の内容について承諾します。

件 名	
掲載位置・規格	ページ最下段 □1 枠・□0.5 枠
広告掲載料	円
広告掲載料納入期限	年 月 日（ ）
原稿のサイズ	縦 cm×横 cm
原稿の色	1色（黒色）
原稿の提出	掲載号の発行日の30日前
その他	1 広告の内容については、土浦市の指示に従います。 2 土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載詳細基準要項及び土浦市「広報つちうら」広告掲載取扱要領の規定を遵守します。

（申請先）土浦市長

住所又は所在地

氏名又は団体名

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市「広報つちうら」広告掲載（内容変更・取止め）届出書

土浦市「広報つちうら」広告掲載取扱要領第9条の規定により、（広告の内容を変更し・  
広告の掲載を取り止め）たいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 （変更する・取り止める）内容

2 （変更する・取り止める）理由

3 添付資料

広告原稿

その他

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

土浦市長

土浦市「広報つちうら」広告掲載取消決定通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

1 取消区分

- 広告掲載料が未納
  - 広告掲載原稿が未提出
  - 広告又は広告内容が不適當
  - その他
- 理 由

2 取消年月日

年 月 日



## 土浦市「広報つちうら」広告掲載仕様書

### 1 広報つちうらの内容について

- 名称／広報つちうら
- 規格／A4版
- 配布対象／市内全域
- 発行部数／約6万部
- 配布方法／自治会組織を通じて配布、その他市の公共施設及び市内金融機関等に配置

### 2 有料広告について

- 掲載単位／中旬号の発行1号単位（複数月の掲載も可）
- 掲載面／主に「情報ひろば」のページ（最下段・6ページ分）
- 規格／

規格	掲載位置	使用色
0.5枠（縦4.55cm×横8.58cm）	ページ最下段	黒色1色
1枠（縦4.55cm×横17.67cm）	ページ最下段	黒色1色

### ■ 広告掲載料／

規格	広告掲載料（1か所当たり）
0.5枠（縦4.55cm×横8.58cm）	15,000円／号（消費税及び地方消費税を含む。）
1枠（縦4.55cm×横17.67cm）	30,000円／号（消費税及び地方消費税を含む。）

### ■ 申込方法等／

(1) 広告の掲載を希望する方は、次の様式及び資料を添えて、申込期限までにメール、郵送又は持参してください。

- ・土浦市「広報つちうら」広告掲載申込書（様式第1号）
- ・広告内容（デザイン等）の資料
- ・事業所等の法人（個人事業主の場合は個人）市町村税の納税証明書【写し可】

※事業所等が土浦市内にある場合…土浦市発行の納税証明書を提出

事業所等が土浦市内にない場合…本店が所在する市町村発行の納税証明書を提出

(2) 申込者から提出された書類等の審査により広告掲載の可否を決定し、土浦市「広報つちうら」広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知します。

(3) 広告掲載決定の通知書を受け取られましたら、指定の期日までに承諾書を提出してください。また、掲載する広告の原稿（版下）を、発行日の30日前までに提出してください。

(4) 広告掲載の決定を受けた方は、市長が指定する日までに、広告掲載料を納入してください。

- 広告掲載の受付／郵送又は窓口で受け付けますが、申込件数が募集する枠数を超えた場合には、要領第5条第4項の規定により決定します。
- 広告できない業種・基準／土浦市広告掲載要綱及び土浦市広告掲載詳細基準要項で規定するものは、掲載いたしません。
- その他／この仕様書に定めのないものについては、別途協議するものとします。

問い合わせ先：〒300-8686 土浦市大和町9番1号

土浦市市長公室広報広聴課

電話 029-826-1111 (内線2349)